自角而公報

発行所 亀 岡 市 役 所 総務部 総務課

TEL 0771-22-3131(代表)

京都府亀岡市安町野々神8番地

目 次

—— 条 例 ——	
○亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙に	
おける選挙運動用自動車の使用等の公	
営に関する条例の一部改正 (総務課)	5
○亀岡市放課後児童健全育成事業の実施	
に関する条例の一部を改正する条例の	
一部改正(社会教育課)	5
○亀岡市文化財保護条例の一部改正	
(社会教育課)	ϵ
○戸籍の無料証明に関する条例の廃止	
(市民課)	7
—— 規 則 ——	
○亀岡市特定教育・保育施設及び特定地	
域型保育事業の保育料に関する条例施	
行規則の一部改正 (子育て支援課)	8
○亀岡市臨時的任用職員取扱規則及び亀	
岡市非常勤職員取扱規則の一部改正	
(人事課)	8
—— 告	
○自転車放置禁止区域の変更指定	
(土木管理課)	9
○公示送達 (税務課)	10
○国民健康保険被保険者証の無効	
(保険医療課)	10

○自動車臨時運行許可番号の失効

(市民課)

11

○放置自転車の撤去、保管	(土木管理課)	12
○公示送達	(税務課)	13
○自動車臨時運行許可番号	の失効	
	(市民課)	14
○公示送達	(保険医療課)	14
○国民健康保険被保険者証	の無効	
	(保険医療課)	16
○放置自転車の撤去、保管	(土木管理課)	16
—— 公	告 ——	
○一般競争入札(条件付き))の執行	
	(契約検査課)	17
――― 任免及び辞	冷 ——	
選挙管理委員会欄		
—— 告	示 ——	
○亀岡市条例の制定又は改	廃、監査の請	
求及び合併協議会設置の	請求に要する	
有権者総数の50分の1	の数	21
○亀岡市議会の解散請求並	びに市長等の	
解職請求に要する有権者	総数の3分の	
1の数		21
○合併協議会設置協議につ	いて選挙人の	
投票に付する請求に要す	る有権者総数	
の6分の1の数		21
上下水道部欄		
—— 告	示 ——	
○亀岡市下水道排水設備指	定工事業者指	
定の告示		22

○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の			
告示	22		
○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の			
告示	22		
百小	22		
市立病院欄			
—— 公 告 ——			
○亀岡市立病院職員採用試験の結果	23		

公布された条例のあらまし

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正することとした。
 - (1) 選挙運動用自動車の使用の公営について、限度額を次のとおり引き上げることとした。

区)	改正単価	現行単価
一般運送契約以外の	自動車借入れ	15,800円	15,300円
契約	燃料費	7,560円	7,350円

(2) 選挙運動用ポスターの作成の公営について、限度額を次のとおり引き上げることとした。

区分	改正単価	現行単価
印刷費 (ポスター1枚当たり)	525円6銭	510円48銭
企 画 費	310,500円	301,875円

2 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用することとした。

亀岡市放課後児童健全育成事業の 実施に関する条例の一部を改正す る条例の一部を改正する条例要綱

- 1 放課後児童健全育成事業の対象児童に係る 経過措置について、その対象となる学年を小 学校の長期休業日に限り、第6学年まで拡大 することとした。ただし、管理運営に支障が 生じないと認める児童会については、小学校 の長期休業日に限らず、通年受け入れをする こととした。
- 2 この条例は、平成29年1月10日から施 行することとした。

亀岡市文化財保護条例の一部を改 正する条例要綱

- 2 文化財の指定及び選定の手続きを次のとおり改正することとした。
 - (1) 文化財の指定を所有者等からの申請に加えて、同意を得て行うことができることと することとした。
 - (2) 文化財のうち文化的景観及び伝統的建造物群の選定に関する規定を新たに加え、関係団体等からの申出に基づき行うことができることとすることとした。
- 3 文化財保護法との整合を図るため、次のとおり改正することとした。
 - (1) 文化財の定義に「文化的景観」を加え、

「民俗文化財」に「民俗技術」を加えるこ ととした。

- (2) 文化財の保存や活用を適切に行うため、 市、市民及び所有者等の責務及び心構えを 規定することとした。
- 4 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。

戸籍の無料証明に関する条例を廃 止する条例要綱

- 1 亀岡市手数料徴収条例との整合を図るため、 戸籍の無料証明に関する条例を廃止すること とした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条例

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における 選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例 の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第31号

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における 選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例 (平成6年亀岡市条例第5号)の一部を次のよ うに改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を 「15,800円」に、同号イ中「7,350 円」を「7,560円」に改める。

第9条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例 の施行の日以後その期日を告示される選挙から 適用する。

「掲示済」

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例をここに公布する。

平成28年9月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第32号

亀岡市放課後児童健全育成事業の 実施に関する条例の一部を改正す る条例の一部を改正する条例

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例(平成27年亀岡市条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「当分」を「平成29年1月9 日まで」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 第3条に定める亀岡市立小学校に在学する 児童については、平成29年1月10日から 当分の間、第4学年、第5学年及び第6学年 の児童の児童会への入会は、小学校の学年始 休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末 休業日に限る。ただし、管理運営に支障が生 じないと認める児童会への入会については、 規則で別に定める。

附則

この条例は、平成29年1月10日から施行する。

亀岡市文化財保護条例の一部を改正する条例 をここに公布する。

平成28年9月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市文化財保護条例の一部を改 正する条例

亀岡市文化財保護条例(昭和43年亀岡市条 例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第98条第1項」を「第182条 第2項」に改める。

第2条第1号中「歴史資料」の次に「(以下「有形文化財」という。)」を加え、同条第2号中「高いもの」の次に「(以下「無形文化財」という。)」を加え、同条第3号中「民俗芸能」の次に「、民俗技術」を、「できないもの」の次に「(以下「民俗文化財」という。)」を加え、同条第4号中「具づか」を「貝づか」に改め、「古墳」の次に「、都城跡」を、「峡谷」の次に「、海浜」を加え、「鑑賞上」を「観賞上」に改め、「高いもの」

「鑑賞上」を「観賞上」に改め、「高いもの」 の次に「(以下「記念物」という。)」を加え、 同条第5号中「高いもの」の次に「(以下「伝 統的建造物群」という。)」を加え、同号を同 条第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で市民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)

第13条を第19条とし、同条の前に次の1 条を加える。 (専門委員)

- 第18条 保護委員会に高度な知識及び技術を もって専門の事項を調査させるため、専門委 員を置くことができる。
- 2 専門委員は、限られた分野において、優れ た知識及び技能を持つ者の中から教育委員会 が選任する。
- 3 専門委員は、その者の選任に係る当該専門 の事項に関する調査が終了したときは、解任 されるものとする。

第12条を第17条とし、第7条から第11 条までを5条ずつ繰り下げる。

第6条第1項中「一に」を「いずれかに」に 改め、同項第3号中「き損」を「毀損」に改め、 同条第2項中「指定文化財の所有者等」を「指 定文化財及び選定文化財の所有者等」に、「指 定文化財の現状」を「当該文化財の現状」に改 め、同条を第11条とする。

第5条中「指定文化財」の次に「及び選定文 化財」を加え、同条を第10条とし、同条の前 に次の2条を加える。

(選定)

- 第8条 教育委員会は、本市に存在する文化的 景観及び伝統的建造物群で国又は府の選定を 受けないもののうち重要なものを亀岡市選定 文化財(以下「選定文化財」という。)に選 定することができる。
- 2 前項の規定による選定は、関係団体等からの申出に基づき行うものとする。
- 3 第1項の規定による選定は、その旨を公示 するとともに当該文化財の申出者に選定書を 交付して行う。

(選定の解除)

第9条 選定文化財の解除は、第7条の規定を 準用する。

第4条第1項中「一に」を「いずれかに」に 改め、同条を第7条とする。

第3条第1項中「存在する文化財」を「存在

する有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び 記念物」に、「亀岡市文化財」を「亀岡市指定 文化財」に改め、同条第2項中「文化財の所有 者」の次に「(無形文化財及び民俗文化財のう ち無形のものについては、教育委員会が認定し た保持者又は保持団体。以下同じ。)」を、 「申請」の次に「又は同意」を加え、同条を第 6条とし、第2条の次に次の3条を加える。 (市の責務)

第3条 亀岡市(以下「市」という。)は、文 化財が市の歴史、文化又は自然を理解し、そ の地域の特性を考えるために欠くことのでき ないものであり、かつ、現在及び将来にわた り市民の文化の向上発展の基礎をなすもので あることを認識し、その保存及び活用が適切 に行われるよう必要な施策を講じなければな らない。

(市民・所有者等の心構え)

- 第4条 市民は、この条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。
- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財 が貴重な財産であることを自覚し、これを公 共のために大切に保存するとともに、できる だけこれを公開する等文化的活用に努めなけ ればならない。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第5条 市は、この条例の執行に当たって関係 者の所有権その他の財産権を尊重するととも に、文化財の保護と他の公益との調整に留意 しなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

「掲示済」

戸籍の無料証明に関する条例を廃止する条例 をここに公布する。

平成28年9月30日

亀岡市長 桂川孝裕

戸籍の無料証明に関する条例を廃 止する条例

戸籍の無料証明に関する条例(昭和43年亀岡市条例第41号)は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

規則

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第30号

亀岡市特定教育・保育施設及び特 定地域型保育事業の保育料に関す る条例施行規則の一部を改正する 規則

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則(平成27年亀岡市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の保育料の納付は、口座振替の方法に よる。ただし、口座振替の方法によることが できないときは、納付書による納付その他の 方法による。

附則

この規則は、平成28年9月15日から施行する。

「掲示済」

亀岡市臨時的任用職員取扱規則及び亀岡市非 常勤職員取扱規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成28年9月10日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第31号

亀岡市臨時的任用職員取扱規則及 び亀岡市非常勤職員取扱規則の一 部を改正する規則

(亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部改正) 第1条 亀岡市臨時的任用職員取扱規則(平成 8年亀岡市規則第8号)の一部を次のように 改正する。

別表第1中「830円」を「840円」に 改める。

(亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正)

別表第1中「830円」を「840円」に 改める。

附則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

告示

亀岡市告示第193号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例(平成 5年亀岡市条例第14号)第8条第4項の規定 により、自転車放置禁止区域を次のとおり変更 指定する。

平成28年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 変更指定する区域名 JR千代川駅周辺

2 変更後の禁止区域 別紙のとおり

別紙省略

亀岡市告示第194号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、 送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

平成28年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

平成 2 8 年度市民税·府民税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

	LE	= -	_	1	•
	Tz	4 -	T-	\/X	-
- 1	14	11/	١,	₹	1

亀岡市告示第195号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1904-32038

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日 平成28年4月1日

3 無効になる日 平成28年9月1日

「掲示済」

亀岡市告示第196号

下記の自動車臨時運行許可番号は、失効したので告示する。

平成28年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

記

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日	許可を受けた者の住所・氏名	許可年月日
京257亀岡	平成28年9月1日	省略	平成28年8月18日

亀岡市告示第197号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例(平成5年亀岡市条例第14号)第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成28年9月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9 条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 撤去した区域
 - JR亀岡駅前自転車放置禁止区域
 - JR馬堀駅前自転車放置禁止区域
 - IR並河駅前自転車放置禁止区域
 - JR千代川駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時平成28年9月15日(木)午後1時~午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 10台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間

月曜日~土曜日 午前10時~午後7時

- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
 - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住 所・氏名を明らかにできるものが必要である。
 - ③ 撤去・保管に要した費用として1台 2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置 保管期間を経過しても引き取りのない自転

車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 土木建築部 土木管理課電話 0771 (25) 5043

亀岡市告示第198号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、 送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

平成28年9月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成28年度第2期分 固定資産税・都市計画税

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

亀岡市告示第199号

下記の自動車臨時運行許可番号は、失効したので告示する。

平成28年9月20日

亀岡市長 桂川孝裕

記

自動車臨時運行 許可番号標番号			許可年月日
京271亀岡	平成28年9月20日	省略	平成28年9月2日

「掲示済」

亀岡市告示第200号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

平成28年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	光泽ナス事粕				送達を受けるべきる	É
	送達する書類		住	所	氏 名	
1	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料		省略	省略
2	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料		省略	省略
3	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料		省略	省略

4	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略
8	更正通知	平成27年度	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成28年度 第1期分	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略
17	更正通知	平成27年度	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	平成28年度 第2期分	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起 算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

亀岡市告示第201号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

記

1904-11054

- 交付した日
 平成28年4月1日
- 3 無効になる日平成28年9月26日

「掲示済」

亀岡市告示第202号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例(平成5年亀岡市条例第14号)第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成28年9月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9 条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 撤去した区域JR馬堀駅前自転車放置禁止区域JR並河駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時平成28年9月28日(水)午後1時~午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 4台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間 月曜日~土曜日 午前10時~午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
 - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住 所・氏名を明らかにできるものが必要である
 - ③ 撤去・保管に要した費用として1台 2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置 保管期間を経過しても引き取りのない自転 車は、関係法令等の規定により処分する。
- ※ 連絡先 土木建築部 土木管理課電話 0771 (25) 5043

公告

亀岡市公告第37号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。 なお、この業務委託は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成28年9月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務の概要等

(1) 業務番号 上施委第4号

(2) 業務名 工事監督支援業務委託

(4) 業務種別 水道コンサルタント業務

(5) 業務概要 工事監督支援等業務委託 1式

工事件数 2件

(6) 予定価格(税込) 9,298,800円

【入札書比較価格(税抜) 8,610,000円】

(7) 期 間 契約日の翌日から平成29年1月31日まで

(8) 部分払 無

(9) 前 金 払 無

(10) 最低制限価格 不採用

(11) 入札保証金 免除

(12) 中間前払金 無

(13) 契約保証金 免除

(14) 支給材料及び貸与品 無

(15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成28年度において、亀岡市競争入札参加資格者名簿の建設コンサルタント業務「上水道」に登録されており、近畿圏内に本店(支店)又は営業所があること。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 過去に同種業務(※1)の実績が1件以上ある者。
 - ※1 同種業務は、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した土木工事に関する「施工監理又は工事監督支援」又は公共工事の発注者として「工事の施工監理又は工事監督支援又は監

督職員又は検査職員」として従事した経験

- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格確認申請時の提出書類
- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
- (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)
 - ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載 することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならな い。
- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し
 - ※ 配置予定技術者調書(別紙様式2)に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。
- (4) 類似業務実績書(別紙様式3)
 - ※ 類似業務実績を証明するものとして、業務実績証明書又はそれに代わる書面(契約書等) の写しを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認	平成28年9月13日(火)	共通事項2のとおり
申請書等の配布期間	午後3時から	
設計図書等の閲覧期間	平成28年9月13日(火)	共通事項2のとおり
	午後3時から	
一般競争入札参加資格確認	平成28年9月21日(水)	共通事項3のとおり
申請書等の受付	午前9時から午後5時まで	
	平成28年9月23日 (金)	
	午前9時から午後4時まで	
入札参加確認通知の送付	平成28年9月27日(火)	
	午後5時までに電子入札システムに	
	より通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問	共通事項5のとおり
	平成28年9月20日(火)	
	午後5時まで	
	設計図書に関する質問	
	平成28年9月28日(水)	
	午後3時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答:随時	共通事項5のとおり
	設計図書に関する回答	
	平成28年9月30日 (金)	
	午後5時まで	

入札期間	平成28年10月5日(水)	共通事項6のとおり
	午前9時から午後5時まで	
	平成28年10月6日(木)	
	午前9時から午後4時まで	
開札日時	平成28年10月7日(金)	電子入札システムによる
	午前10時00分	

(注)都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。 入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

平成28年10月17日発行

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書に より、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と 確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する業務委託に係る契約の締結までの間において、当該落札 者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務委託契約を締結しないことがあ
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当業務委託の入札に参加できないとともに、 亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信 が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受 付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備 日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

(各 通)

任免及び辞令

徳 山 竜 一

活用によるにぎわい創出等に係る市政アドバイ ザーとして参与に委嘱します

中 村 彰 川朋子 中 中 村 正 田 節 子

勝啓史 Ш

(各 通) Щ

塩

田 中 美賀子

格 畑 輝 美

上林研二

木 藤 伸一朗

小 林 正 子

櫻井俊則

渡辺裕 文

(各 通) 小

> 藤一 齊 義

並

亀岡市政の円滑な推進に資するため地域資源

任期は平成29年3月31日までとします 平成28年9月1日

上 野 美代子

新

本 眞之介

見 亮 輔

田 端孝司

杜 恵美子

児 玉 泰 子

亀岡市男女共同参画審議会委員に委嘱します 任期は平成30年9月1日までとします 平成28年9月2日

島義秀

河 愛 子

菱 田 光 紀

藤 本 弘 江口昌道 木 下 直己

中 義雄 田

附田 芳 久

謙一 辻

北山 尚美

田中英夫

中村正孝

瀬 千鶴子 廣

松本行雄

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します 任期は平成30年9月4日までとします 平成28年9月5日

20

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第48号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成28年9月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

1,507人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第49号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の 3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教 育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査 委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有 権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年9月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

25,104人

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第50号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に 付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 は、次のとおりである。

平成28年9月2日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

12,552人

上下水道部欄

告 示

亀岡市上下水道部告示第11号

亀岡市下水道排水設備指定工事 業者指定の告示

平成28年9月14日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

- 指定した日
 平成28年9月14日
- 2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
288	塩見設備 株式会社	代表取締役 塩見 知哉	京都府宇治市宇治琵琶19-4

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第12号

亀岡市指定給水装置工事 事業者指定の告示 平成28年9月14日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者 として指定したので、亀岡市指定給水装置工事 事業者規程第10条の規定により告示する。

記

- 指定した日
 平成28年9月14日
- 2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
282	塩見設備 株式会社	代表取締役 塩見 知哉	京都府宇治市宇治 琵琶19番地の4

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第13号

亀岡市指定給水装置工事 事業者指定の告示

平成28年9月16日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者 として指定したので、亀岡市指定給水装置工事 事業者規程第10条の規定により告示する。

記

- 指定した日
 平成28年9月16日
- 2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
283	株式会社 アクアライン	代表取締役 大垣内 剛	広島市中区上八丁 堀8番8号 第1 ウエノヤビル6F

「掲示済」

市立病院欄

公告

亀岡市立病院公告第5号

平成28年9月12日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成29年1月31日までとする。

平成28年9月20日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

(候補者受験番号)

1